

## ○学校法人吉備学園役員報酬等支給規程

(令和2年3月27日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人吉備学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、常勤の役員に支給している教職員給与規程に基づくものは含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員及び非常勤の役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 報酬
- (2) 退職金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬（年額）は、理事長については国家公務員の指定職の年間給与額を上限の額とし、その他の役員報酬については、法人の財務状況を勘案し、理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬として、前項で定める報酬の他に理事会又は評議員会への出席や監事監査への出席など法人運営のための業務に当たった都度、別表2に定める額を支給する。

3 役員退職金は別表1のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬

理事長 毎年6月、12月及び3月とする。

副理事長 毎月24日とする。（ただし、支払日が土曜日、日曜日又は国民の祝日等に当たるときは、その前の直近の勤務日に繰り上げて支払うものと

する。)

理事・監事 毎年12月とする。

(2) 退職金

任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

- 2 報酬等は、原則として通貨をもって、直接本人に全額を支払う。ただし、本人の承諾がある場合は、本人名義の銀行口座に振込むことができる。

(費用)

第6条 役員には、岡山商科大学旅費規程を準用し、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。  
2 学校法人吉備学園役員給与規程(平成2年5月26日制定)及び学校法人吉備学園役員退職金規程(平成2年5月26日制定)は、廃止する。

別表1 (役員退職金の額)

	期 間	退職金の額
学校法人吉備学園寄附行為第7条第1項第1号第2号の理事	1期 4年	報酬(年額)×在任期数×係数とし理事会において決定する
学校法人吉備学園寄附行為第7条第1項第3号第4号の理事	1期 4年	100,000円×在任期数
学校法人吉備学園寄附行為第8条の監事	1期 3年	70,000円×在任期数

※1期末満の期間は切り捨てる。

別表2 (非常勤の役員への法人運営のための業務に対する報酬の額)

	日 額 (手取額)
理事会、評議員会、監事監査等、法人運営のための業務	5,000円